

令和3年1月22日開会

## 令和3年1月茨城県議会臨時会議案

茨 城 県

# 令和3年1月茨城県議会臨時会議案目次

	頁
第1号議案 令和2年度茨城県一般会計補正予算（第11号）……………	1
報告第1号 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について……………	3

予 算

## 第1号議案

### 令和2年度 茨城県一般会計補正予算（第11号）

令和2年度茨城県一般会計の補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ21,000,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,420,004,857千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年1月22日提出

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 268,087,536	千円 21,000,000	千円 289,087,536
	2 国庫補助金	212,125,129	21,000,000	233,125,129
歳入合計		1,399,004,857	21,000,000	1,420,004,857

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 商工費		千円 192,815,751	千円 21,000,000	千円 213,815,751
	3 中小企業費	14,741,810	21,000,000	35,741,810
歳出合計		1,399,004,857	21,000,000	1,420,004,857

報

告

## 報告第1号

### 地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分について

別記3件のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定に基づき、報告する。  
原案承認されたい。

令和3年1月22日提出

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記 1

### 令和 2 年度 茨城県一般会計補正予算（第 9 号）

令和 2 年度茨城県一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,995,000 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,391,891,457 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記については、補正額の確定までに時間を要したこと、かつ短時間での執行が必要であったことから、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、専決処分する。

令和 2 年 12 月 18 日

茨城県知事 大井川 和彦



第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 255,979,136	千円 4,995,000	千円 260,974,136
	2 国庫補助金	200,016,729	4,995,000	205,011,729
歳入合計		1,386,896,457	4,995,000	1,391,891,457

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
5 保健福祉費		千円 317,478,822	千円 4,995,000	千円 322,473,822
	6 医薬費	26,495,051	4,995,000	31,490,051
歳出合計		1,386,896,457	4,995,000	1,391,891,457

## 別記 2

### 和解について

土浦警察署所属の普通特種自動車の運行に係る交通事故について、下記のとおり和解するものとする。

#### 記

#### 1 和解の相手方

土浦市真鍋四丁目32番9号

株式会社G Pファクトリー

代表取締役 菊田 礼生

#### 2 和解の内容

(1) 平成29年11月9日（木）午前1時31分頃、土浦市木田余西台18番32号地先市道上で発生した事故

(2) 事故の概要

土浦警察署所属の職員が、普通特種自動車を運転して出張途中、上記市道において、相手方の普通乗用自動車と衝突し、損害を受けた。

(3) 茨城県が支払を受ける損害賠償額 1,355,943円

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和2年12月18日

茨城県知事 大井川 和彦

## 別記 3

### 令和 2 年度 茨城県一般会計補正予算（第10号）

令和 2 年度茨城県一般会計の補正予算（第10号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7, 113, 400千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1, 399, 004, 857千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

上記については、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであるので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、専決処分する。

令和 3 年 1 月 13 日

茨城県知事 大井川 和彦

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
9 国庫支出金		千円 260,974,136	千円 7,113,400	千円 268,087,536
	2 国庫補助金	205,011,729	7,113,400	212,125,129
歳入合計		1,391,891,457	7,113,400	1,399,004,857

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
8 商工費		千円 185,702,351	千円 7,113,400	千円 192,815,751
	3 中小企業費	7,628,410	7,113,400	14,741,810
歳出合計		1,391,891,457	7,113,400	1,399,004,857